

岩手県保健福祉部所管公共施設個別施設計画 (第3版)

平成30年4月 第1版

令和3年3月 第2版

令和7年12月 第3版

岩手県保健福祉部

岩手県保健福祉部所管公共施設個別施設計画（第3版）

目 次

第1章 総論.....	1
1 はじめに.....	1
(1) 目的.....	1
(2) 対象施設.....	2
(3) 計画期間.....	3
2 基本的な取組方針.....	3
(1) 基本的な取組事項.....	3
(2) 重点取組事項.....	3
3 対象施設の現状把握.....	4
(1) 所管施設の概況.....	4
(2) 所管施設の老朽化等の状況.....	4
4 長寿命化対策の優先順位の考え方.....	5
(1) 一次評価（定量評価）.....	6
(2) 二次評価（定性評価）.....	10
(3) 今後の方向性.....	11
5 施設保有の最適化に向けた取組.....	12
(1) 社会経済情勢等の変化への対応.....	12
(2) 公共施設の有効活用.....	12
(3) 対象施設の方向性.....	12
6 施設の長寿命化と経費負担の平準化に向けた取組.....	13
(1) 長寿命化対策の概要.....	13
(2) 施設の目標使用年数.....	13
7 施設利用者等の安全・安心の確保に向けた取組.....	14
(1) 効率的な耐震化等対策の実施.....	14
(2) 高度の危険性が認められた場合の対応.....	14
8 計画期間中における長寿命化等対策.....	14
(1) 計画期間中における施設の方向性と対策の内容.....	14
(2) 実施期間中の概算経費.....	14
第2章 所管施設ごとの対応方針等.....	15
1 岩手県福祉総合相談センター.....	16
2 岩手県一関児童相談所.....	20
3 岩手県宮古児童相談所.....	24
4 岩手県立一関高等看護学院.....	28
5 岩手県立宮古高等看護学院.....	33

6	岩手県立二戸高等看護学院.....	39
7	岩手県立杜陵学園.....	44
8	いわて子どもの森.....	50
9	ふれあいランド岩手.....	55
10	岩手県立福祉の里センター.....	59
11	いわてリハビリテーションセンター.....	64
12	訪問事業用事務所.....	70
13	岩手県立療育センター.....	74
14	和光学園.....	80
15	松風園.....	85
16	中山の園.....	90
17	たばしね学園.....	101
18	やさわの園.....	106
19	好地荘.....	111
20	松山荘.....	116
21	松寿荘.....	120
22	医師等職員宿舎.....	125
23	旧岩手県立衛生学院.....	130

第1章 総論

1 はじめに

(1) 目的

岩手県では、高度経済成長期から昭和50年代を中心に、社会情勢や県民ニーズの変化に対応して、数多くの公共施設等を建設し、各種の公共サービスを提供してきたが、現在、これら公共施設等の老朽化が進んでおり、今後、一斉に大規模修繕・更新の時期を迎え、多額の経費が必要となることが見込まれている。

また、人口減少・少子高齢化の進行等により、公共施設等の利用需要も大きく変化しつつあり、また、財政面では、社会保障関係費の増加や公債費の高水準での推移等により、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれている。

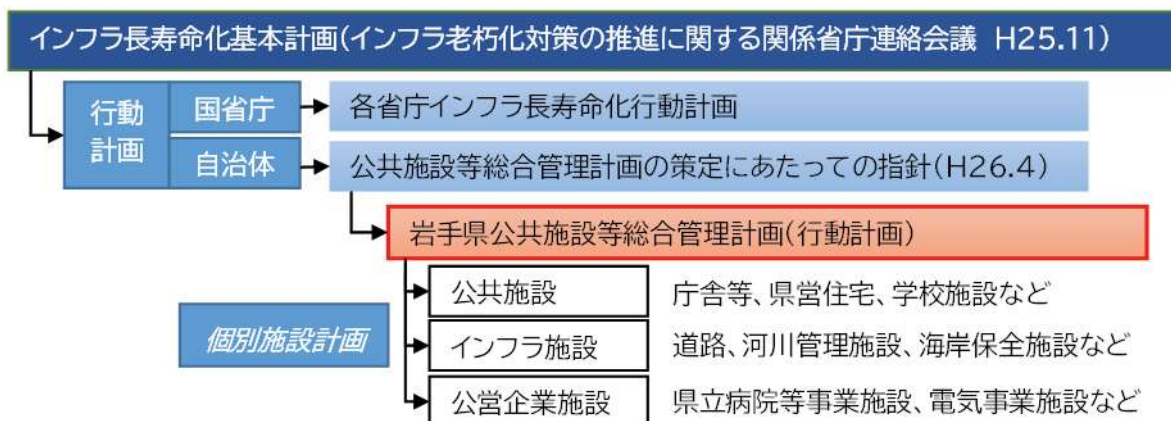
こうした状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減、平準化を図るなど長期的な視点に立った公共施設マネジメントを推進するため、県では平成28年3月に「岩手県公共施設等総合管理計画」を策定し、令和7年12月には「第2期岩手県公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しました。

岩手県保健福祉部所管公共施設個別施設計画は、所管する公共施設の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、個々の公共施設に係る具体の対応方針を定める計画として位置付けるものである。

この計画では、施設の利用状況や建物性能、維持管理コストなどの定量的な情報による一次評価、また、施策上の必要性や代替可能性といった定性的な情報による二次評価を行い、その結果に基づき施設の必要性や大規模施設等整備事業の優先度などを定め、戦略的な維持管理・更新等を推進し、実効的な対策の取組を推進するものである。

なお、これらの評価結果をもって直ちに当該施設の取扱いを定めるものではなく、施設をめぐる社会情勢及び本県の財政状況を考慮し、総合管理計画の趣旨を踏まえて実行していくものです。

■本県における個別施設計画の位置付け■



(2) 対象施設

保健福祉部が所管する行政財産及び普通財産（当分の間、貸付を行い、施設の修繕工事等を県の負担により行う普通財産に限る。）であり、**延床面積200㎡以上の公共施設を対象**とする。

ただし、面積が小規模でも独立した施設として機能する施設等については、施設の利用や管理の実態から対象として含めることとする。

ア 庁舎等（庁舎） 4 施設 8 棟 8,151.10 ㎡

（主な施設：福祉総合相談センター、児童相談所など）

イ 県民利用施設 18 施設 50 棟 89,389.17 ㎡

（主な施設：いわて子どもの森、和光学園など）

ウ 庁舎等（職員宿舎） 1 施設 2 棟 728.60 ㎡（医師等職員宿舎）

【施設一覧】

財産区分	No.	施設名	所在地 (県・地番等省略)	類型
行政財産	1	岩手県福祉総合相談センター	盛岡市本町通	庁舎等（庁舎）
	2	岩手県一関児童相談所	一関市竹山町	庁舎等（庁舎）
	3	岩手県宮古児童相談所	宮古市和見町	庁舎等（庁舎）
	4	岩手県立一関高等看護学院	一関市狐禅寺	県民利用施設
	5	岩手県立宮古高等看護学院	宮古市崎鍬ヶ崎	県民利用施設
	6	岩手県立二戸高等看護学院	二戸市堀野	県民利用施設
	7	岩手県立杜陵学園	盛岡市厨川	庁舎等（庁舎）
	8	いわて子どもの森	一戸町奥中山字西田子	県民利用施設
	9	ふれあいランド岩手	盛岡市三本柳	県民利用施設
	10	岩手県立福祉の里センター	大船渡市立根町	県民利用施設

	11	いわてリハビリテーションセンター	雫石町七ツ森	県民利用施設
	12	訪問事業用事務所	雫石町七ツ森	県民利用施設
	13	岩手県立療育センター	矢巾町医大通	県民利用施設
普通 財産	14	和光学園	盛岡市青山	県民利用施設
	15	松風園	花巻市石鳥谷町	県民利用施設
	16	中山の園	一戸町中山字軽井沢	県民利用施設
	17	たばしね学園	奥州市前沢	県民利用施設
	18	やさわの園	花巻市高松	県民利用施設
	19	好地荘	花巻市石鳥谷町	県民利用施設
	20	松山荘	宮古市松山	県民利用施設
	21	松寿荘	雫石町七ツ森	県民利用施設
	22	医師等職員宿舎	盛岡市仙北町	庁舎（職員宿舎）
	23	旧岩手県立衛生学院	盛岡市上ノ橋町	県民利用施設

(3) 計画期間

計画期間は令和2年度から令和16年度までとし、施設ごとの対策の内容は、令和11年度までとする。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況を勘案し、概ね5年を目安に計画を更新するほか、これにかかわらず見直しが必要な場合は適宜更新を行うものとする。

2 基本的な取組方針

(1) 基本的な取組事項

建築基準法など法令に基づく定期点検の実施等により、県民や来庁者、施設利用者等の安全・安心の確保に努める。

今後は、老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、引き続き県総合管理計画の方針に基づく定期的な点検を実施するほか、**施設の利用状況、人口減少による施設利用需要の変化等を見据えた施設規模・総量等の適正化を図り、計画的な維持管理・長寿命化を推進する。**

(2) 重点取組事項

ア 施設保有の最適化に向けた取組

人口動態など社会情勢の変化に対応し、縮小可能な施設の統合や廃止について検討するなど、**情勢の変化に合わせた施設保有の最適化**に向けて取り組む。

また、施設保有の最適化の検討に当たっては、計画的な公共施設マネジメントに取り組む市町村や類似サービスを提供する民間事業者との役割分担や連携についても検討する。

イ 施設の長寿命化と経費負担の平準化に向けた取組

建物性能・劣化度など老朽化の状況や利用状況などを総合的に勘案しつつ、今後とも長期間にわたり、県が保有し行政サービスを提供することが適当な施設を選別して計画的に長寿命化を実施し、財政負担の軽減を図る。

また、計画的な維持管理と長寿命化の推進により、公共施設の維持管理や修繕、更新等に係る中長期的なコストの縮減・財政負担の平準化に取り組む。

ウ 施設利用者等の安全・安心の確保に向けた取組

定期・日常的な点検・診断結果を受けた適時適切な修繕により、公共施設に求められる機能を維持・強化し、県民や施設利用者等の安全・安心の確保に取り組む。

エ 環境負荷低減とユニバーサルデザイン化への取組

施設の改修や更新に当たっては、再生可能エネルギー導入の検討や環境に配慮した材料選定、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制、照明器具のLED化など環境負荷の低減に取り組むとともに、すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設の改修・更新に取り組む。

3 対象施設の現状把握

(1) 所管施設の概況

所管施設については、岩手県公共施設個別施設計画策定指針（令和6年12月。以下「県指針」という。）に基づき、施設概要等記録票（県指針様式1号）等により建物、電気・機械設備の状況や定期点検の実施状況等について確認し、施設類型又は個別の所管施設ごとに検討を行う。

(2) 所管施設の老朽化等の状況

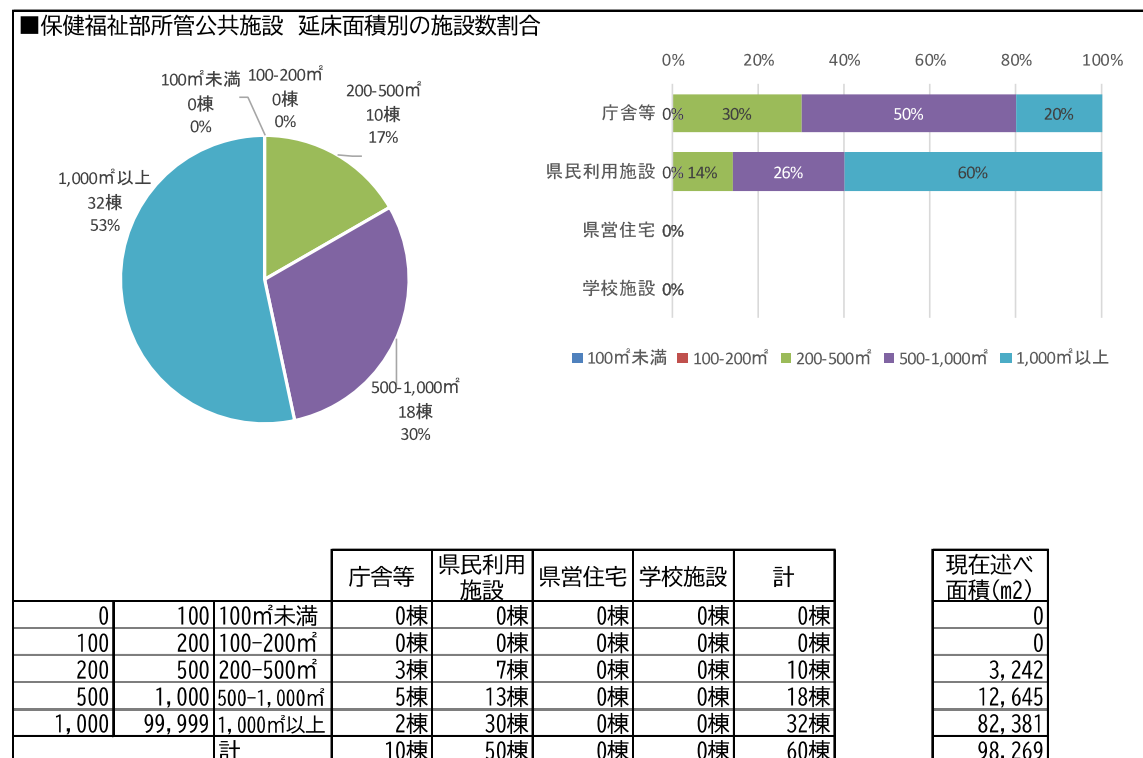
各所管施設における老朽化等の状況は、岩手県公共施設点検マニュアル（令和6年12月。以下「県点検マニュアル」という。）に定める日常点検チェックシート（県点検マニュアル様式）により確認し、施設類型又は個別の所管施設ごとに検討を行う。



■保健福祉部保有の公共施設【令和7年4月1日時点】

施設類型(用途)		施設数 (棟数)	延床面積	
				1棟あたり
庁舎等	県庁舎、警察署、試験研究機関等	10棟	8,880㎡	888
県民利用施設	体育館、博物館、ホール等	50棟	89,389㎡	1,788
県営住宅	住宅、集会所等	0棟		
学校施設	校舎、実習棟等	0棟		
合計		60棟	98,269㎡	1,638

■保健福祉部所管公共施設 延床面積別の施設数割合



4 長寿命化対策の優先順位の考え方

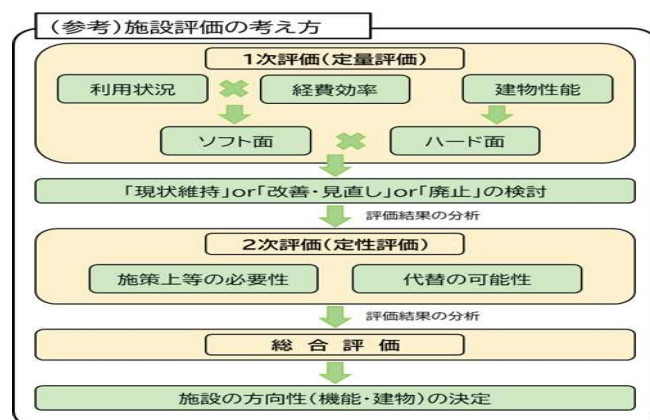
将来の人口減少や今後の財政見通しを踏まえた、公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくため、公共施設の施設規

模・総量の適正化に向けた取組・検討を進めていく。

当該検討に当たって、施設の基本情報や利用状況、維持管理コストなどを把握・整理する必要があることから、施設ごとに「公共施設カルテ」を作成の上、利用状況や建物性能等に関する評価（定量評価）と、施策上の必要性や代替可能性に関する評価（定性評価）をした上で、建物の更新や複合化、長寿命化改修などの対策の優先付けを総合的に評価する。

ただし、小規模な施設（概ね200㎡未満の施設）については、公共施設カルテ作成の対象外とする。

■施設評価のイメージ



(1) 一次評価（定量評価）

一次評価（定量評価）は、利用状況及び経費効率のソフト面と、建物性能のハード面との2軸を用いて評価する。

ア 「利用状況」及び「経費効率」（ソフト面）の評価

① 次の評価基準等に従い評価し、評価点数を集計する。

■利用状況に関する評価（令和5年度実績値による評価）

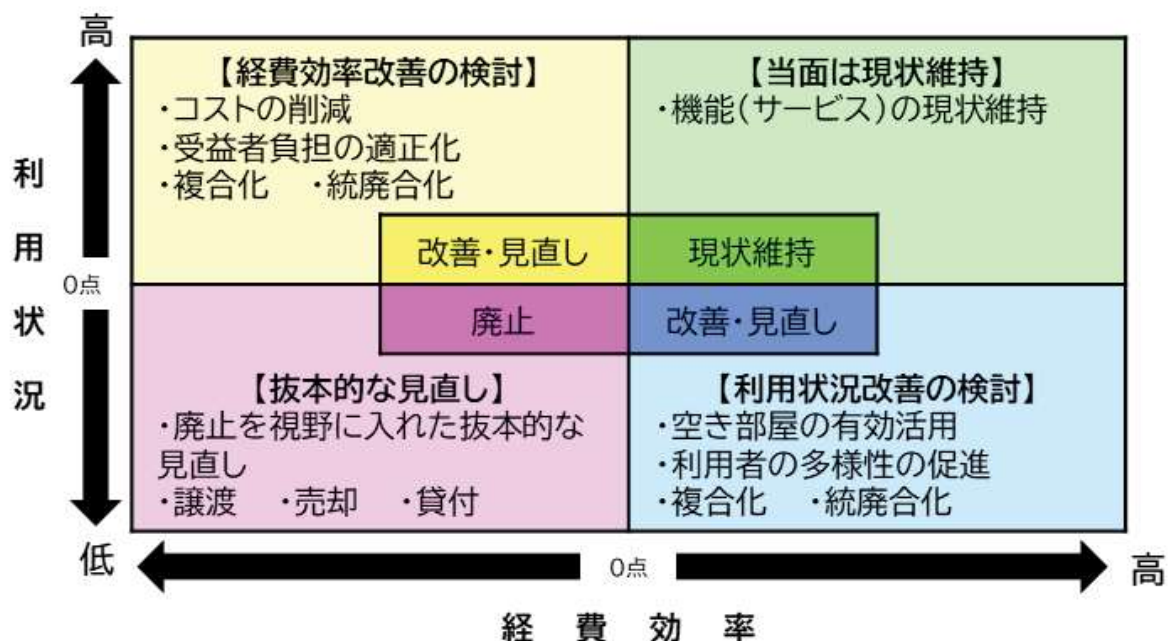
No.	評価項目	評価点数	評価基準
1	年間利用者数	2	過去3か年平均と比較して、増えた
		1	過去3か年平均と比較して、同等・やや増えた
		-1	過去3か年平均と比較して、やや減った
		-2	過去3か年平均と比較して、減った
2	利用状況	1	有効的・効果的に活用され、遊休設備や空き部屋はない
		-1	遊休設備や空き部屋がある 稼働率が2割に満たない部屋が2つ以上ある
3	防災関連施設	1	災害時の「緊急避難場所」「避難所」に指定されている施設 災害時に防災拠点として使用する施設

■経費効率に関する評価（令和5年度実績値による評価）

No.	評価項目	評価 点数	評価基準
1	年間コスト	1	過去2か年平均と比較して、改善した
		-1	過去2か年平均と比較して、悪化した
2	1㎡当たりの維持管理費	2	他施設と比較してかなり少ない
		1	他施設と比較して少ない
		-1	他施設と比較して多い
		-2	他施設と比較してかなり多い
3	利用者1人当たりの 県負担額	2	他施設と比較してかなり少ない
		1	他施設と比較して少ない
		-1	他施設と比較して多い
		-2	他施設と比較してかなり多い
4	支出に対する直接的 収入の割合	2	かなり多い
		1	多い
		-1	少ない
		-2	かなり少ない

② 点数化した利用状況及び経費効率の2軸で類型化し、課題と対応策について整理する。

■施設評価(1次評価・ソフト面)概念図



③ 利用状況及び経費効率の集計点を合計し、ソフト面の評価点数とする。

イ 建物性能（ハード面）の評価

次の評価基準等に従い評価し、評価点数を集計する。

■建物性能に関する評価（令和5年度実績値等による評価）

No.	評価項目	評価 点数	評価基準
1	耐震性	2	新耐震基準施設（昭和57年以降に建設された施設）
		2	耐震改修不要 （昭和56年以前に建設された施設で、耐震診断の結果耐震改修不要）
		2	耐震改修済 （昭和56年以前に建設された施設で、耐震改修済）
		-2	耐震診断未実施、耐震改修未実施 （昭和56年以前に建設された施設で、耐震診断未実施・耐震改修未実施）
2	老朽化 （日常点検）	2	点検結果 修繕の必要性低い（危険度：低い）
		1	点検結果 経過観察（危険度：やや低い）
		-1	点検結果 経過観察（危険度：やや高い）
		-2	点検結果 修繕の必要性あり（危険度：高い）
3	老朽化 （改修コスト）	2	修繕・改修の必要がない
		1	軽微な修繕・改修が必要
		-1	中規模な修繕・改修が必要
		-2	大規模な修繕・改修が必要
4	有形固定資産 減価償却率	2	他施設と比較して低い
		-2	他施設と比較して高い

老朽化の判定方法

日常点検による老朽化の判定については、岩手県公共施設点検マニュアルの「日常点検チェックシート」に従い、毎年職員が実施する点検結果により判定された危険度を用いて評価する。

ア 危険度の判定

危険度は、下記9項目ごとに「劣化度」と「重要度」により判定する。

■劣化度の判定項目・部位

項目	主な部位
No.1 外構等	① 舗装、側溝
	② 塀、擁壁、門、フェンス
No.2 屋上・屋根	③ 屋根葺き材、防水層
	④ 屋上金物類（手すり、タラップ、雨樋、看板等）
No.3 外壁	⑤ 外壁
	⑥ 屋外階段、給排気口
No.4 外部建具 他	⑦ 外部建具、外部金物類
	⑧ 外部階段、バルコニー
No.5 内部	⑨ 天井、内壁
	⑩ 階段、手すり

No. 6 電気設備	⑪ 受変電設備、自家用発電設備
	⑫ 分電盤設備、照明設備
No. 7 給排水設備	⑬ 給水設備、排水設備
	⑭ ガス設備
No. 8 空調設備	⑮ 暖房・空調・換気設備
No. 9 防災設備	⑯ 防火戸、自動火災報知設備
	⑰ 消火設備、排煙設備

9つの項目ごとに異常の有無等（A～C）による点数で、その項目の危険度を判定する。

$$\boxed{\text{項目の危険度}} = \boxed{\text{劣化度}} + \boxed{\text{重要度}}$$

※劣化度・・・施設の劣化状況を点検し、判断する。

※重要度・・・建物全体の安全性・機能性の確保に及ぼす影響

イ 危険度の算定

$$\boxed{\text{危険度 100 点}} = \boxed{\text{劣化度 (60 点)}} + \boxed{\text{重要度 (40 点)}}$$

$$\boxed{\text{劣化度}} \text{ 重み付け (12 点)} \times \text{劣化度 (5.3.1 点)} = 60 \sim 12 \text{ 点}$$

$$\boxed{\text{重要度}} \text{ 重み付け (10 点)} \times \text{重要度 (4.3.2.1 点)} = 40 \sim 10 \text{ 点}$$

※重み付けとは、評価する項目ごとに、それぞれの重要度に応じて重みを付け、集計して評価する方法

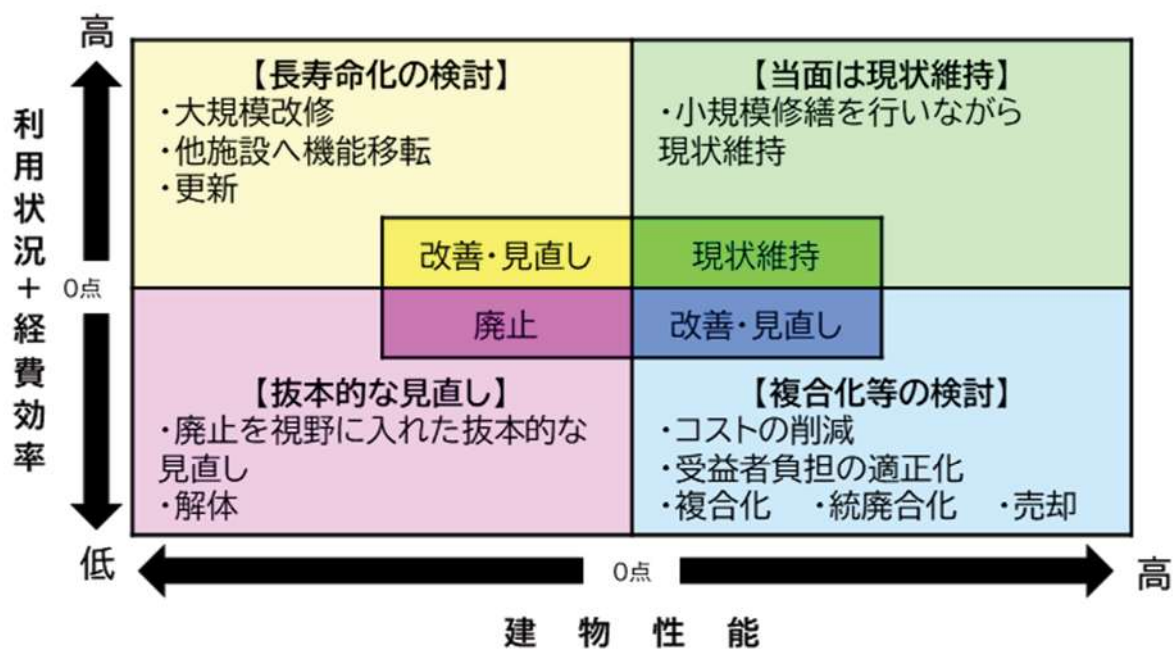
■劣化度・重要度の判定基準等

項目	配点	判断基準
劣化度	5 点	著しく劣化が進んだ状態
	3 点	少し劣化が進んだ状態
	1 点	健全な状態
重要度	4 点	特に安全性に関わる
	3 点	計画保全にすべき
	2 点	計画保全が望ましい
	1 点	適正維持管理

9つの項目ごとに危険度を算定し、それらの平均値を「老朽化（日常点検）」の評価点数とする。

ウ 「ソフト面」と「ハード面」の2軸評価

利用状況及び経費効率によるソフト面の評価と、建物性能によるハード面の評価を2軸で類型化し、一次評価（定量評価）の結果とする。



（２）二次評価（定性評価）

二次評価（定性評価）は、一次評価の結果を踏まえて「施策上等の必要性」及び「代替の可能性」の観点について、次の評価基準等により評価を行い、それぞれの評価を分析し、二次評価の結果とする。

■施策上等の必要性に関する評価

No.	評価項目	評価	評価基準
1	設置目的の有効性	高	施設の設置目的と現在の利用状況が合致している
		低	施設の設置目的と現在の利用状況が合致していない
2	法令等の設置義務	高	施設の設置が法律により義務付けられている
		低	施設の設置が法律により義務付けられていない
3	施策上の必要性	高	施策の目的を達成するための必要性が高い
		低	施策の目的を達成するための必要性が低い
4	建物の必要性	高	施設の機能（目的）を提供するために建物が必要不可欠
		低	施設の機能（目的）を提供するために建物が必要とはいえない

■代替の可能性に関する評価

No.	評価項目	評価	評価基準
1	市町村・民間移管の可能性	高	市町村・民間事業者に当該施設を移管することができない
		低	市町村・民間事業者に当該施設を移管することができる

2	他の県有施設との集約化等の可能性	高	他の県有施設との集約化等ができない
		低	他の県有施設との集約化等ができる
3	近隣類似施設による代替の可能性	高	近隣の類似施設へ当該施設の機能を移転することができない
		低	近隣の類似施設へ当該施設の機能を移転することができる

(3) 今後の方向性

一次評価（定量評価）及び二次評価（定性評価）の結果を勘案し、総合的に個別施設の「今後の方向性」を判定する。

「今後の方向性」は、機能と建物の観点から、それぞれ次のとおり整理する。

■機能の方向性

区分	判断基準
現状維持	現在の機能を現在の場所で維持する
機能移転	現在の機能を他の公共施設又は別の場所に移転する
複合化	現在の機能を異なる機能を有する建物とまとめる
集約化	現在の機能を同じ機能を有する建物とまとめる
廃 止	現在の機能を廃止する

■建物の方向性

区分	判断基準
現状維持	現在の建物を適正な日常補修を実施し、維持する
更 新	現在の建物を更新する（建て替え）
長寿命化改修	現在の建物を築後概ね 45 年経過時に劣化状況等を総合的に判断し、長寿命化改修（大規模改修）を実施する
耐震診断	現在の建物が耐震診断未実施であるため、耐震診断を実施する
耐震改修	現在の建物が耐震改修未実施であるため、耐震診断を実施する
貸 付	現在の建物を民間事業者等へ貸し付ける
解 体	現在の建物を解体し、解体後の土地を活用する
売却・移管	現在の建物を土地と併せ市町村や民間事業者等に売却・移管する

■長寿命化対策の優先度評価

高

建物の方向性

低

		現状維持	更新	長寿命化改修	耐震診断・改修	貸付	解体	売却・移管
機能の方向性	現状維持		優先度1	優先度2	優先度3	優先度4		
	機能移転		優先度2	優先度3	優先度4	優先度5	【優先順位:低】 大規模改修の必要なし ※日常整備により施設を維持 ※用途廃止後、解体又は移管	
	複合化		優先度3	優先度4	優先度5	優先度6		
	集約化		優先度4	優先度5	優先度6	優先度6		
	廃止							

【当面 大規模整備不要】
※日常整備により施設を維持

【優先順位:高】
更新・大規模改修の必要あり
※SRC・SC造▶長寿命化改修により目標耐用年数を100年
※その他構造▶日常的補修により目標耐用年数を法定耐用年数

高

建物の方向性

低

機能の方向性と建物の方向性による評価を組み合わせ、更新・長寿命化対策に係る対象経費の平準化を図るための優先順位づけの指標として活用する。

5 施設保有の最適化に向けた取組

(1) 社会経済情勢等の変化への対応

現有施設のうち、今後も県が所有・運営していくことが必要な施設については、社会情勢等の変化に対応しながら行政機能が十分に発揮できるよう、施設を維持していく。

(2) 公共施設の有効活用

県として活用の見込がない施設については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく有効活用や売却等を検討していくほか、余剰スペースについては、県の行政サービスとの関係性や必要性を勘案した上で、適切な使用料を徴収しながら貸し付けていく。

(3) 対象施設の方向性

ア 庁舎等

県として提供する施設サービスの重要性や社会経済情勢の変化に適切に対応するため、施設の老朽化等の状況に応じて、修繕・改修による対策を講じていく。

イ 県民利用施設

行政財産については、県として提供する施設サービスの重要性が高く、

今後も県としてサービスを提供する必要がある施設は、施設の老朽化の状況に応じて、修繕・改修による対策を講じていく。

また、普通財産については、類似サービスを提供する団体又は民間事業者への移管等による保有する施設の最適化を検討するとともに、移管等までの間は、施設利用者の安全確保のため、施設の老朽化等の状況に応じた適時適切な維持管理を行っていく。

ウ 職員宿舎

職員宿舎については、業務上の必要性や民間住宅の確保が困難といった地域に設置しているといった事情を考慮し、必要な宿舎を維持するとともに適時適切な維持修繕に努めていく。

一方で、老朽などにより利用が見込まれない（低い）宿舎については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく売却その他の有効活用を進めていく。

6 施設の長寿命化と経費負担の平準化に向けた取組

(1) 長寿命化対策の概要

建物性能・劣化度など老朽化の状況や利用状況などを総合的に勘案し、施設の長寿命化を図りつつ、以下のような対策を計画的に行う。

ア 修繕（更新）

部位・部材の耐用年数を考慮して定期的を実施するとともに、発注に当たっては、仮設コストの縮減や工期の短縮等のため工事の一括発注についても考慮する。

【目標修繕（更新）周期】

竣工後20年	竣工後40年	竣工後60年
屋上防水・外壁塗装 空調熱源 ポンプ類	躯体以外の建築全般 電気設備（機材のみ） 機械設備全般	屋上防水 電気設備（機材のみ） 機械設備全般

イ 大規模修繕（リノベーション）

社会経済情勢の変化等により高まる要求性能への対応を要する施設について、適切な時期を設定し効率的に実施する。

(2) 施設の目標使用年数

施設の構造ごとの法定耐用年数を目標使用年数とし、利用状況に応じた計画的な長寿命化対策を実施することで、施設の使用年数を延ばすこととする。

7 施設利用者等の安全・安心の確保に向けた取組

(1) 効率的な耐震化等対策の実施

計画的に耐震化を推進するとともに、耐震化等大規模改修工事の発注に当たっては、仮設コストの縮減や工期の短縮等を図るため修繕（改修）工事と一括して発注するなど適切な時期を設定し、効率的に実施する。

(2) 高度の危険性が認められた場合の対応

日常点検・診断の頻度を高めて実施し、施設の劣化状況のこまめな把握に努め、適時適切な対策を実施する。

点検・診断により高度な危険性が認められた場合は、当該施設について利用停止などの緊急措置を講じるとともに、同種・類似の施設についても早急に点検・診断や予防措置を実施する。

8 計画期間中における長寿命化等対策

(1) 計画期間中における施設の方向性と対策の内容

各施設の公共施設カルテ（個票）のとおり

(2) 実施期間中の概算経費

ア 令和7年度から令和11年度（具体の対策が計画されている期間）までの必要対策費の概算は、約50億円となっている。

（単位：百万円）

施設分類	施設数	対策費
庁舎	4	<u>3,781</u>
県民利用施設	18	<u>1,165</u>
職員宿舎	1	<u>0</u>
計	23	<u>4,946</u>

イ 令和7年度から令和36年度までの30年間の必要対策費の概算は、約281億円となっている。

（単位：百万円）

施設分類	施設数	対策費
庁舎	4	<u>6,566</u>
県民利用施設	18	<u>21,538</u>
職員宿舎	1	<u>0</u>
計	23	<u>28,104</u>

第2章 所管施設ごとの対応方針等

保健福祉部所管の対象施設及び個別施設計画策定指針による今後の方向性のたたき台となる「岩手県公共施設カルテ」に基づく評価結果は以下のとおりである。

今後はこれを踏まえ、保健福祉部において関係団体等と丁寧な議論しながら、様々な要因を総合的に勘案して施設ごとに個別に検討を行い、各施設の在り方について方向性を定めるものとする。

【施設一覧】

No.	施設名	主な建物の建築年	今後の方向性(たたき台) 機能／建物【優先度】
1	岩手県福祉総合相談センター	S48	複合化／解体【優先度 － 】
2	岩手県一関児童相談所	S55	現状維持／更新【優先度 1 】
3	岩手県宮古児童相談所	R4	現状維持／現状維持【優先度 － 】
4	岩手県立一関高等看護学院	H24 H26	現状維持／現状維持【優先度 － 】
5	岩手県立宮古高等看護学院	H5 H27	現状維持／現状維持【優先度 － 】
6	岩手県立二戸高等看護学院	H16	現状維持／現状維持【優先度 － 】
7	岩手県立杜陵学園	S63	現状維持／現状維持【優先度 － 】
8	いわて子どもの森	H15	現状維持／現状維持【優先度 － 】
9	ふれあいランド岩手	H6	複合化／現状維持 【優先度 － 】
10	岩手県立福祉の里センター	H4	廃止／売却・移管 【優先度 － 】
11	いわてリハビリテーションセンター	H5	現状維持／長寿命化改修【優先度 2 】
12	訪問事業用事務所	H5	現状維持／長寿命化改修【優先度 2 】
13	岩手県立療育センター	H29	現状維持／現状維持【優先度 － 】
14	和光学園	H16	現状維持／売却・移管【優先度 － 】
15	松風園	H2	現状維持／売却・移管【優先度 － 】
16	中山の園	S53	現状維持／更新【優先度 1 】
17	たばしね学園	H6	現状維持／売却・移管【優先度 － 】
18	やさわの園	H25	現状維持／売却・移管【優先度 － 】
19	好地荘	H2	現状維持／売却・移管【優先度 － 】
20	松山荘	H18	現状維持／売却・移管【優先度 － 】
21	松寿荘	S47	現状維持／現状維持【優先度 － 】
22	医師等職員宿舎	H5	現状維持／長寿命化改修【優先度 2 】
23	旧岩手県立衛生学院	S45	廃止／解体【優先度 － 】